

令和元年11月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年（ネ）第394号 損害賠償請求控訴事件（原審：名古屋地方裁判所平成28年（ワ）第5625号）

口頭弁論終結日 令和元年8月28日

判 決

控訴人兼被控訴人

（以下「1審原告」という。）

同訴訟代理人弁護士

正 木 健 司

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号

被控訴人兼控訴人

日本ユニコム株式会社

（以下「1審被告会社」という。）

同代表者代表取締役

青 山

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号 日本ユニコム株式会社

被控訴人兼控訴人

楠 田

（以下「1審被告楠田」という。）

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号 日本ユニコム株式会社

被控訴人兼控訴人

小 山

（以下「1審被告小山」という。）

3名訴訟代理人弁護士

石 塚

主 文

1 1審原告の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

(1) 1審被告らは、1審原告に対し、連帯して1563万2884円及びこれに対する平成27年7月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 1審原告のその余の請求をいずれも棄却する。

2 1 審被告らの本件控訴をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、第 1, 2 審を通じてこれを 5 分し、その 3 を 1 審原告の負担とし、その余を 1 審被告らの連帯負担とする。

4 この判決は、第 1 項(1)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

1 1 審原告の控訴の趣旨

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 1 審被告らは、1 審原告に対し、連帯して 3 8 7 8 万 8 9 3 3 円及びこれに対する平成 2 7 年 7 月 2 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

2 1 審被告らの控訴の趣旨

(1) 原判決中 1 審被告ら敗訴部分を取り消す。

(2) 上記取消しに係る部分の 1 審原告の請求をいずれも棄却する。

第 2 事案の概要（以下、略語は、特に断りのない限り、原判決の例による。なお、原判決の引用部分中に「被告担当者ら」とあるのは「1 審被告担当者ら」と読み替える。）

1 本件は、商品先物取引業者である 1 審被告会社の従業員の 1 審被告担当者らから勧誘を受けて商品先物取引を行った 1 審原告が、1 審被告担当者らが短期間で、急激に多数枚かつ多額で頻繁な取引を繰り返させ、適合性原則違反、過当取引ないし無意味な反復売買等の違法行為により取引を行わせたことにより損失を被ったと主張して、1 審被告担当者らに対しては不法行為に基づき、1 審被告会社に対しては不法行為、1 審被告担当者らの不法行為に係る使用者責任及び債務不履行に基づき、損害額合計 3 8 7 8 万 8 9 3 3 円及びこれに対する最終の不法行為日（本件取引の終了日）である平成 2 7 年 7 月 2 1 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

原審が、1審原告の請求を1172万5629円及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を求める限度で認容したところ、1審原告及び1審被告らがそれぞれ控訴した。

2 前提事実

(1) 前提事実は、次の(2)のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決の補正

ア 原判決2頁15行目の「後掲証拠」の次に「及び弁論の全趣旨」を加える。

イ 原判決2頁19行目の「平成2年3月に」を削り、同行目の「卒業した」の次に「(小中学校の卒業、卒業した高校につき、甲44、弁論の全趣旨)」を加える。

ウ 原判決2頁25行目末尾の次に「なお、1審被告楠田は、平成20年当時、1審被告会社名古屋支店の営業の副長職にあり、1審被告小山は、平成21年4月当時、1審被告会社名古屋支店の支店長であった(1審被告楠田、1審被告小山)。」を加える。

エ 原判決3頁3行目の「別紙1取引一覧表」を「原判決別紙1取引経過表」に改め、5行目の「という。」の次に「乙219、弁論の全趣旨」を加える。

オ 原判決3頁7行目の「それに伴って」を「1審被告担当者らは大阪支店に異動となったが、同月後半頃からは」に改め、8行目末尾の次に「その後、1審被告会社は、平成22年2月頃に大阪支店を閉鎖して本店営業部と店舗統合をし、1審原告の取引口座は本店営業部に移管された。(乙101、217、218、1審原告本人、1審被告楠田、1審被告小山、弁論の全趣旨)」を加える。

カ 原判決3頁11行目の「乙219により」を「乙219(すなわち原判決別紙1取引経過表)の「累計差金」欄記載のとおり」に、13行目の「別紙

1取引一覧表」を「原判決別紙1取引経過表の「手数料」欄」に、それぞれ改める。

3 争点及びこれについての当事者の主張

(1) 争点及びこれについての当事者の主張は、次の(2)のとおり当審における当事者の主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 当審における当事者の主張

ア 1審原告の補充主張―過失相殺について

(ア) 本件取引における1審被告楠田の1審原告に対する勧誘行為は実質的な一任売買の状況で行われたものであるから、その間の建玉銘柄の選定、建落の発注の時期・内容・数量・頻度といった個別取引の内容については、委託者に自己責任を問う基礎が欠けているといえる。また、1審被告楠田の1審原告に対する勧誘行為は、適合性原則に違反するものであるから、商品先物取引業者の積極的な義務違反によるものであり、委託者の自己責任を問うことは本来許されないといえる。したがって、本件取引について過失相殺を行うことは許されない。

(イ)a 商品先物取引未経験者の1審原告は、商品先物取引の危険性の説明を十分受けることのないまま本件取引を開始させられた上、その開始後僅か1年半の間に、1審被告らに積極的に主導されるまま、適合性に反する大量・頻回な取引を行わされた状況において、1審原告が自発的・自主的に本件取引を止めることを申し出るのを期待することは事実上困難であったというべきである。

また、1審原告は、本件取引前に借入れをしたことなどなく、自己の金融資産も安全な商品で地道に積み立ててきたもので、堅実な金銭感覚ないし投資意向を有していたところ、本件取引が急激に拡大し、大きな損失が発生する状況下において、異常な心理状態に陥ってしまい、冷静

かつ合理的な判断が困難となって、本件取引のために借入れを繰り返してしまったものである。

- b 1 審被告らの適合性原則違反，説明義務違反，指導・助言義務違反，誠実義務違反という違法性は重大であって，仮に1 審原告が取引を止めなかった点に落ち度が指摘できるとしても，1 審被告らの違法性ないし帰責性の方がはるかに重大であるというべきである。

また，1 審被告楠田は，商品先物取引未経験者の1 審原告に対し，取引の枠を拡大しないと取引を続けられない，大きな損失となってしまうなどと申し向けて，1 審原告を不安に陥らせ，自ら具体的な金融機関や金融資産額を指定して，そのとおり記載するよう1 審原告に指示して，取引開始後僅か1 年間で4 度にもわたり投資可能資金額を増額申請させ，当初の5 倍もの金額にまで増大させたものである。このような1 審被告楠田の勧誘等行為の悪質性は顕著であり，明らかに適合性原則に違反する行為であって，その違法性は重大である。

- c 以上のとおり，1 審原告が本件取引の途中で全取引を決済して，本件取引から離脱する決断に踏み切ることは，当時の1 審原告に期待することが事実上困難な行動であったというべきであり，本件取引から自発的・自主的に離脱しなかったことを1 審原告の重大な過失と捉えて7 割もの過失相殺を行うことは，余りに酷であって，正義・公平に反するというべきである。

イ 1 審被告らの補充主張

(ア) 不利益な取引の勧誘がないこと

1 審原告は，短期の取引だけではなく，相場の状況，損益の状況に応じ，一定期間ないしは長期間，建玉を持ち続ける取引を行っており，相場が悪化した局面をしのいだことで，従来の損益が好転したり改善したりしていたのであり，1 審被告担当者らが，委託者である1 審原告に殊更に不利益

な取引を勧めたことはない。

- (イ) 1 審被告担当者らの義務違反や不法行為はなく、1 審被告会社に使用者責任はないこと

商品取引員が、取引による危険をコントロールすることができない事態に陥らないように指導・助言すべき配慮義務（指導・助言義務）を負う法的根拠はなく、判例法理も認められないのであって、法的義務とはいえない。

そして、1 審被告担当者らは、1 審原告に対し、然るべき助言や配慮を行っており、具体的義務違反は一切認められないから、共同不法行為は成立せず、1 審被告会社に使用者責任はない。

- (ウ) 投資可能資金額変更の申出書、1 審原告の資金状況について

投資可能資金額変更の申出書は、1 審原告自身でなければ知り得ない金融機関名・支店名・残高を、1 審原告自らが自署をもって記入し、余裕資金の範囲内であること、取引を十分に理解していることを申告し、投資可能資金額の変更を申し出た書類であって、金融機関、金額等の記載内容を1 審被告担当者らが教示したことはなく、過大な資金額の申告を示唆したこともない。仮に、資産等に関する1 審原告の申告が真実と異なり、虚偽であったとしても、1 審被告らがそのことを認識し得る状態にはなかったのであるから、1 審原告に申告どおりの資産等が存在することを前提に対応するほかはないのであり、このことに違法性があるとはいえず、1 審被告らが不法行為責任を負うことはない。

- (エ) 過失相殺—予備的主張

本件で過失相殺されるべき1 審原告の過失は10割ないし9割を下らず、更に予備的に解しても8割ないし7割を下らない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、1 審原告の請求は、1563万2884円及びこれに対する遅延

損害金の連帯支払を求める限度で理由があり、その余の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおりである。

2 本件の事実経過について

(1) 本件の事実経過は、次の(2)のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決の補正

ア 原判決11頁15行目の「後掲各証拠」の次に「(枝番号のある証拠は、特記しない限り、枝番号の全てを含む。以下同じ。)」を加える。

イ 原判決11頁18行目の「平成2年3月に」を削り、同行目の「[REDACTED]大学」の次に「([REDACTED]学科)」を加える。

ウ 原判決11頁23行目の「1階では」を「1階の[REDACTED]では」に、24行目の「2階では、」を「2階の[REDACTED]では」に、それぞれ改め、同行目末尾の次に「なお、1審原告は、両親が経営する[REDACTED]の専務取締役で、[REDACTED]の店長及び鍼灸治療・光線治療に係る治療院の院長である(甲1, 3)。」を加える。

エ 原判決11頁26行目の「累積投資の」から12頁1行目末尾までを「外貨普通預金(甲49)、MRF・MMF・株式ミニ投資(甲50, 51, 53)、株式累積投資(甲51, 52)、積立てによるゴールド及びプラチナの定期購入(甲58)などによって構成されるものであった。なお、1審原告は、FXプライムに口座を開設したものの、継続的に外国為替証拠金取引をしたことはない。」

オ 原判決12頁2行目の「平成20年度」から3行目の「給与所得は」までを「給与収入額は、平成20年度が627万1200円、平成21年度が627万1500円で、給与所得は両年度とも」に、同行目の「甲2の1」を

「甲2」に、それぞれ改める。

カ 原判決12頁5行目の「同月16日、原告宅に赴いて、」を「同月16日
昼頃に [REDACTED] (なお、 [REDACTED] の営業時間は、午
前の部が午前12時30分までで、午後の部は午後2時30分からである。
甲1) を訪問し、約2時間にわたって」に改める。

キ 原判決12頁8行目の「説明をした」を「説明し、特に、上記「取引のリ
スク・売買手法のご説明」(乙4)については、「追証(図式1)」及び「両
建(図式2)」において、金の値動きを例示して書き込みながら、追加証拠
金が発生する場合、両建てにより評価損が一時的に固定される場合等の説明
をした。そして、1審原告は、上記説明を受けて十分理解した旨の「商品先
物取引の説明確認書[1]」(乙2)及び「商品先物取引の説明確認書[2]」
(乙3)、上記「取引のリスク・売買手法のご説明」(乙4)の上記説明内
容を理解したとの囲み部分に、それぞれ署名押印した」に改める。

ク 原判決12頁12行目の「「株式信用取引」」を「株式信用取引」に改め
る。

ケ 原判決12頁16行目の「商品先物取引実践ガイド受領証」を「「商品先
物取引実践ガイド」受領証」に、17行目の「確認し」から19行目末尾ま
でを次のとおり改める。

「確認した。

エ 1審被告楠田が平成20年1月17日にも [REDACTED] に赴くと、
1審原告は、約諾書・通知書(乙6)において、先物取引の危険性を了知し
た上、受託契約準則の規定に従って、1審原告の判断と責任において取引を
行うことを承諾したとして、これに署名押印して1審被告会社に差し入れた。
なお、同日、1審原告は、国内相場、海外相場、チャート、ニュース、建玉
状況及び口座内容を手元で確認できるインターネット情報サービス「インフ
ォユニコム」のサービスの申込みをした(乙7)。



そして、1 審被告楠田が1 審原告に対して具体的な取引の意向を確認すると、同月16日の説明において例示した銘柄及び枚数である金の買建玉10枚から取引を開始することとなり、1 審原告は、同月17日中に取引本証拠金として105万円を1 審被告楠田に交付した。」

コ 原判決12頁21行目から13頁5行目までを次のとおり改める。

「ア 本件取引は、平成20年1月17日の確認どおり、同月18日に東京商品取引所（当時は東京工業品取引所（公知の事実）。以下「東商」という。）で金（以下「東商金」という。）10枚の買建てにより開始され、同月23日、1 審被告楠田が1 審原告に対し、金の取引に対するヘッジになるかもしれない旨説明して、東商で白金（以下「東商白金」という。）4枚の売建てがされた。そして、東商金の買建玉の一部を仕切った当日に、再度、東商金を買建てる直しを行いつつ、同年2月4日までに東商金の買建玉の一部及び東商白金の売建玉が仕切られると、東商金では利益が、東商白金では損失が生じたところ、同日、東商白金合計5枚の買建て（途転）がされた。

その後、東商金の買建玉の一部が仕切られるとともに、値上がり傾向にあった東商白金については、買建てと数日後の仕切りが繰り返されて、一部の仕切りが1 審被告会社の手数料の消費税相当額の損失を生じさせて不抜けとなり、また、買建てと仕切りを同一日に行う日計りも行われた。

イ 同月27日に東商金合計13枚が買い建てられると、同年4月1日までは取引が行われなかったが、同月2日以降、東商金の買建玉の一部仕切りと買建てがされる一方、同月21日に東商白金が値下がりになったため、同日の買建玉に係る日計りが損切りとなると、同月22日には東商白金の売建玉に係る日計りが行われたが、東商白金が値上がりに変わったため、同日の日計りも損切りとなった。なお、この間の同年3月25日、1 審原告は、インフォユニコムに加えて、価格一覧、預り金状況、建玉一覧、ニュース一覧、チャート、板画面、全限月表示等の情報を提供する「P-フラッシュ」の利用を



開始した（乙１９４）。

同年４月２３日、東商金合計１２枚の売建てがされて、最初の両建てとなった。なお、１審原告は、同日付け「両建ての申出書」（乙２１）を作成して、１審被告会社に差し入れている。

その後も、売建玉の直し、買建玉の一部仕切りと売建てによる途転、売建玉の仕切りと買建てによる途転が行われ、また、東商白金については、買建玉に係る日計りが繰り返された。

ウ 同年５月に入ると、１審被告楠田が、１審原告に対し、ガソリンが魅力のある相場の状況であり、証拠金が貴金属銘柄と比べると低いと話したことから、東商金及び東商白金の取引に加えて、同月７日、中部大阪商品取引所（以下「中大」という。）でガソリン（以下「中大ガソリン」という。）６０枚の売建てがされた。また、同月８日には、中大で灯油（以下「中大灯油」という。）３０枚の買建てがされた。

その後、１審被告楠田は、１審原告に対し、中大ガソリンについて、ダメージの少ないうちに決済した方がいい旨を述べたことから、同月１２日までに中大ガソリンの売建玉の一部及び中大灯油の買建玉が仕切られて、中大灯油では利益が、中大ガソリンでは損失が生じたところ、同日、中大ガソリン５枚の買建てがされて、両建てとなった。

更に新たな銘柄に係る取引として、同月１５日には、東商でガソリン（以下「東商ガソリン」という。）２枚及び灯油２枚の各買建てに係る日計りがされ、同月３０日には、口座の余剰金により、東商で金のミニ取引（以下「東商金ミニ」という。）１２枚の買建てがされ、同年６月９日には、東商（当時は東京穀物商品取引所で、その後、大豆、とうもろこし等の銘柄が東商に移管された。公知の事実）でNON大豆（以下「東商NON大豆」という。）１０枚の買建てがされ、同月１７日には、東商でコーン（以下「東商コーン」という。）について、１審被告楠田が様子見で５枚程度建てる旨を述べて、

5枚の買建てがされ、同年11月13日には、東商で大豆（以下「東商大豆」という。）2枚の売建てがされた。

この間及びその後も、これら多種多様な銘柄について頻回な取引が行われ、同取引中には、直し、途転、日計り、両建て及び不拔けといった特定売買の手法も多数回用いられた。」

サ 原判決13頁6行目の「ウ」を「エ」に改める。

シ 原判決13頁9行目の「取引可能資金額」を「投資可能資金額」に、14行目の「ソニー銀」を「ソニー銀行」に、18行目の「この記載は」から19行目の「教示された内容を」までを「この文面は、1審原告が、預金口座を有する金融機関、取引口座を有する証券会社を1審被告楠田に説明し、1審被告楠田がそれらについて助言した各金額を、1審被告楠田が教示した文章中に補って」に、それぞれ改める。

ス 原判決13頁23行目の「増額しないと」の次に「、取引を続けることができなくなって」を加え、24行目の「取引可能資金額」を「投資可能資金額」に、26行目の「同申出書の記載も、被告楠田から具体的に教示された内容を」を「同申出書の記載は、1審原告が、野村証券ダイレクト支店の取引口座及び名古屋銀行瀬戸支店の預金口座を有することを1審被告楠田に説明するとともに、それらに保有する金額として上記取引口座が1500万円以上、上記預金口座が1000万円以上と記載すればよいかと1審被告楠田に確認し、1審被告楠田が了承して、前回と同様、1審被告楠田が教示した文章中に補って」に、それぞれ改める。

セ 原判決14頁4行目の「取引の枠を」から5行目の「大きな損失となるなどと」までを「前二回と同様に」に、6行目の「取引可能資金額」を「投資可能資金額」に、8行目の「被告楠田から具体的に教示された内容を」を「1審原告が瀬戸信用金庫本店に預金口座を有することを1審被告楠田に説明し、1審被告楠田が助言した金額を、前二回と同様、1審被告楠田が教示し

た文章中に補って」に、それぞれ改め、9行目末尾の次に「また、1審原告は、同日、「お客様アンケート」（乙61）の金融資産を尋ねる項目の「5千万円以上」欄にチェックし、「前回のアンケートで金融資産について過少申告しておりました。」と記載して署名押印した。なお、同年3月11日付けの「お客様アンケート」（乙10）では、金融資産は「2千万円以上」欄にチェックしていた。」を加える。

ソ 原判決14頁12行目の「被告楠田は」から16行目末尾までを「1審原告は、平成21年1月13日、前三回と同様の文面で、今まで申告した資産のほかに、大和証券ダイレクト支店に1000万円の自己資金があるとして、投資可能資金額を2200万円から2500万円に増額する旨の申出書（乙74）を作成して、1審被告楠田に交付した。」に改める。

タ 原判決14頁19行目から15頁8行目までを削る。

チ 原判決15頁9行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「ア 平成21年4月に1審被告会社の名古屋支店が閉鎖されて、1審原告の取引は大阪支店に移管され、1審被告担当者らも大阪支店に異動した一方、同月後半頃、1審原告の担当者が1審被告楠田から1審被告小山に交代した。

1審被告小山が大阪支店に異動した後の1審原告との連絡方法は、電話又はファクシミリが中心となったものの、従前同様、多種多様な銘柄について、特定売買の手法（直し、両建て、不拔け）を用いた頻回な取引が行われていたところ、同月30日から同年5月8日にかけて、穀物銘柄である東商NON大豆、東商コーン及び東商大豆のほとんどの建玉が仕切られ、特に、同日、東商NON大豆の期近（同年6月限月）の買建玉の損切りにより約462万円の損失が生じて、差引損失額が1500万円を超えることとなり、また、同年6月15日、東商コーンの期近（同年7月限月）の買建玉の損切りにより600万円を超える損失が生じて、差引損失額が2200万円を超えることとなった。なお、その間も、上記の穀物銘柄について、数日間で仕切る短

期の取引が行われていたが、同年6月22日の東商大豆10枚の買建玉が、同月23日に損切りされたのを最後に、穀物銘柄の取引は行われなくなった。

一方、東商金及び東商白金については、特定売買の手法（直し、途転、日計り、両建て、不拔け）を用いて、数日間で仕切る短期の取引を中心として継続されていたが、徐々に建玉を一定期間保有する取引の割合が増えて、短期的な取引の頻度が低下していった。

イ 同年10月27日から同年11月15日までは取引が行われなかったところ、1審原告は、同月20日に1審被告小山からファクシミリで送信されてきた同日付け残高照合通知書に対する残高照合回答書（乙95の2）に、上記通知書のとおり間違いないとして署名押印するとともに、「☆FAXは、必ず事前に連絡を下さい。㊦」と記載して返信したことから、以後、1審被告小山は、1審原告にファクシミリを送信するときには、事前に電話を架けるようになった。

そして、同月16日に再開された後の取引は、数日間で仕切る短期間の取引が中心であったが、平成22年1月20日に東商で白金のミニ取引（以下「東商白金ミニ」という。）1枚が買い建てられると、同年4月1日まで取引が行われなかった。なお、その間の同年2月頃、1審被告会社は、大阪支店を閉鎖して本店営業部と店舗統合をし、1審原告の取引口座は本店営業部に移管された。

同年4月2日に再開された後の取引においては、数日間で仕切る短期間の取引と建玉を一定期間保有する取引が混在し、特定売買の手法は両建てが主たるものとなって、差引損失額は増減を繰り返していたところ、平成24年12月13日に東商金の期近（同月限月）の売建玉が損切りされて約238万円の損失が生じ、平成25年6月頃までの間、取引がされた月を限月とする損切りがされるたびに損失が生じて、差引損失額が2800万円を超えるまでに増加した。

その後も同様の取引が継続されていたが、平成26年10月頃から差引損失額が増加に転じて、同年12月3日に東商金の建玉が損切りされて差引損失額が3100万円を超えた。同月5日以降の取引は東商白金に限定されていたが、平成27年3月30日に東商白金4枚の売建てがされると、差引損失額が約3200万円となった状態で、同年5月14日までは取引が行われなかった。

同月15日、新たな銘柄として「東商金日」（東商における金限日取引を指す。）の買建てにより取引が再開され、東商白金とともに取引がされていたが、徐々に差引損失額は増加して、同年7月21日にすべての建玉が損切りされて本件取引が終了すると、差引損失額は3553万2210円となっていた。」

ツ 原判決15頁10行目の「ア」を「ウ」に、12行目、14行目、15行目及び17行目の各「取引可能資金額」をいずれも「投資可能資金額」に、18行目の「原告が」から20行目末尾までを次のとおりに、それぞれ改める。

「なお、本件取引の平成22年4月22日までの通算差引入金額は2499万5000円（乙108）、平成23年8月8日までの通算差引入金額は2961万3800円（乙135）、平成26年12月2日までの通算差引入金額は3471万7640円（乙177）であった。」

テ 原判決15頁21行目から23行目までを削る。

ト 原判決15頁26行目の「同年6月13日」を「平成20年6月13日」に、16頁1行目の「僅か1年」を「僅か7か月」に、それぞれ改める。

3 1審被告らの勧誘の違法性について

- (1) 1審被告らの勧誘の違法性は、次の(2)のとおり原判決を補正（当審における1審被告らの補充主張に対する判断を含む。）するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の2に記載のとおりであるから、これを



—

—

—

—

—

—

—

—



額され、当初の500万円から最終的には4000万円まで増額されたことは、前記1(2)エ(上記2(2)サによる補正後のもの)及び前記1(3)ウ(上記2(2)ツによる補正後のもの)に認定したとおりである。また、証拠(甲47～53, 1審原告本人)及び弁論の全趣旨によれば、1審原告は、投資可能資金増額についての各申出書記載の金融資産に係る預金口座又は取引口座を実際に保有するものの、それらに記載した金額に相当する金融資産を有しておらず、各申出書の記載内容は虚偽であったことが認められる。

そして、投資可能資金増額の経過は、本件取引の開始(平成20年1月18日)から約3か月半が経過した1回目(同年5月1日)に当初の500万円から1000万円に倍増され、約8か月半が経過した3回目(同年9月29日)には、1審原告が保有すると申告した金融資産2000万円を超える2200万円まで増額されたというものであるから、本件取引の開始から短期間しか経過しておらず、商品先物取引は未経験であった1審原告がその仕組みや相場の変動に習熟するために必要な期間が経過する前から、矢継ぎ早に投資可能資金増額の増額が繰り返されたというべきである。

しかも、上記増額に係る各申出書の作成経過が、1審原告が1審被告楠田に対して実際に金融資産を保有する金融機関等を説明し、1回目及び3回目は1審被告楠田の助言に沿った内訳の金額を、2回目は1審原告が提示して1審被告楠田が了承した内訳の金額を、それぞれ記載したというものであることは前記1(2)エ(アないしウ)(上記2(2)サからソまでによる補正後のもの)に認定したとおりであり、4回目以降の各申出書についても、1審原告は、1審被告担当者らと協議し、その助言を得ながら作成したものと推認するのが自然かつ合理的である。この点、1審被告担当者らは、1審原告が自発的に記載したもので、指示等は一切しておらず、1審原告



の申告内容を信用して申出書を受け取っており、申告内容を確認する必要もないと認識していた旨を陳述及び供述する。しかしながら、商品先物取引の経験がなく、したがって投資可能資金額を増額した経験もなかった1審原告が、1審被告担当者らと協議せず、助言も受けずに、未申告金融資産を保有する旨の虚偽の申出書を作成・交付することを繰り返したなどというのは考え難いことであって、1審被告担当者らの上記陳述及び供述は容易に信用することができない。そうすると、当然、1審被告担当者らは、各申出書の記載内容が虚偽であることを認識していたものと認めることができる。

これらの諸事情を踏まえると、1審原告については、本件取引のうち投資可能資金額増額についての1回目の申出書を作成・交付した同年5月1日以降の部分に係る商品先物取引の適格性を有しないというべきであり、当該部分に係る取引を継続させた1審被告担当者らの1審原告に対する商品先物取引の勧誘は適合性原則に違反し、違法であると認めるのが相当である。

イ 説明義務違反の有無

1審被告楠田が、1審原告との約2時間にわたる面談において、「商品先物取引委託のガイド」(乙1)、「取引のリスク・売買手法のご説明」(乙4)を交付して、商品先物取引の仕組みや危険性について説明し、特に、上記「取引のリスク・売買手法のご説明」(乙4)については、金の値動きを例示して書き込みながら、追加証拠金や両建ての説明をし、1審原告においても、それらの説明を受けて十分理解した旨の「商品先物取引の説明確認書[1]」(乙2)及び「商品先物取引の説明確認書[2]」(乙3)に署名押印し、上記「取引のリスク・売買手法のご説明」(乙4)にも説明内容を理解したとして署名押印したことは、前記1(1)ウ(上記2カ及びキによる補正後のもの)に認定したとおりであるから、1審被告楠田は、本件取引の開



始に先立って、商品先物取引の仕組みや危険性について説明をし、1 審原告も一応の理解はしたものと認めることができる。

これに対し、1 審原告は、1 審被告楠田の説明が20分程度の短時間で、形式的なものであった旨をるる供述する。

しかしながら、1 審原告の上記供述を前提とすると、1 審原告は、1 審被告楠田の[REDACTED]への訪問が事前の連絡のない突然のものであり、商品先物取引はリスクが高く、縁のない取引であると認識していたと供述しておきながら、そのように一方的に押し掛けた1 審被告楠田が、交付する書類等を用いて商品先物取引の仕組み等について十分な説明をしようとしないうちにもかかわらず、短時間のうちに本件取引の開始を決意したということとなり、それはいかにも不自然、不合理であるといわざるを得ない。そうすると、1 審被告楠田が商品先物取引の魅力ばかりを強調したなどという1 審原告の供述を踏まえても、1 審被告楠田による説明が短時間の、形式的なものであったとは認め難く、1 審原告の上記供述は容易に採用することができない。

したがって、1 審被告楠田について、1 審原告に対する説明義務違反の違法があると認めることはできない。

ウ 一任売買・実質的一任売買の有無

(ア) 前記1(2)及び(3)(上記2コからテまでによる補正後のもの)に認定した本件取引の経過につき、1 審原告は、1 審被告担当者らが1 審原告に無断で取引をしたことはない旨供述している。また、証拠(乙8, 9, 11～20, 22～24, 26～44, 46～60, 63～72, 75～100, 102～108, 111～129, 132～135, 138～177, 180～192)及び弁論の全趣旨によれば、1 審原告は、1 審被告会社が残高照合通知書により通知した建玉の内訳等について、残高照合回答書の「(1) 通知書の通り相違ありません。」に丸印を記載し、署名押印して同



回答書を1審被告会社に提出したほか、取引継続確認書（本件取引状況を確認したこと、「今回は取引を終了せず、今後も引続き私の意志で取引を継続致します。」との記載がある。）及び取引状況確認書（今までの建玉については、有利、不利な状況を理解しながら取引したものであることなどが記載されている。）に署名押印し、取引内容確認書（回答書）の対象期間に行った「取引はすべて私が内容を理解した上、私の判断、意思及び責任において行ったものであることを確認しました。」との記載部分にチェックを付して署名し、それぞれ1審被告会社に提出したことが認められる。

これらに照らすと、本件取引について一任売買の違法はないと認められることは明らかである。

- (イ) 1審原告は、本件取引に係る各取引時に1審被告担当者らから1審原告の携帯電話に連絡があっても、[REDACTED]においてフルタイムで働いている1審原告には、相場変動に関する情報を収集・分析する知識・能力も、適時・的確に投資判断を行う能力も、時間的余裕もなく、本件取引における難解な取引は1審被告担当者らの言いなりに同意していたにすぎないものであるから、実質的には一任売買に当たる旨主張する。

しかしながら、1審原告が残高照合回答書、取引継続確認書、取引状況確認書及び取引内容確認書（回答書）を作成して、本件取引の内容を確認等していたことは上記(ア)に認定したとおりであり、それらにおいて確認された取引が1審原告の意思に基づくものではなかったとして異議が述べられた形跡はない。

また、証拠（乙193～195、203、204、216）及び弁論の全趣旨によれば、1審原告が、本件取引開始日である平成20年1月18日に東商金10枚を買い建てる前の午前8時16分からインフォユニコムにログインし、その後の本件取引期間中は、インフォユニコム及びPー



フラッシュへのログイン及び各種情報へのアクセスを繰り返して、継続的かつ頻繁に相場状況を確認していたこと、インフォユニコムについては、利用者が画面を操作した場合と、自動更新対象の画面が開かれている状態で自動更新があった場合にログが記録されるが、P-フラッシュについては、利用者が操作することなく画面表示が切り替わったり、ログが記録されることはなく、トップ画面・全限月画面・気配画面で表示されている数値が画面内で自動更新されても、ログが記録されることはないことが認められる。この点につき、1審原告は、始業後はパソコンを常時起動していたために膨大な回数のログ履歴が記録された旨を供述するが、インフォユニコム及びP-フラッシュのいずれについても、1審原告が何らの操作をしなくとも、ログインや各種情報へのアクセスを自動的に行ってログを記録する設定になっていないことは上記認定のとおりであるから、これに反する1審原告の上記供述は信用することができない。

さらに、1審原告は、本件取引における特定売買率、月平均売買回数、手数料化率が異常な高率に及ぶこと（なお、1審原告の主張は、原判決別紙1の取引経過表記載のとおりの本件取引とは一部が異なる取引経過を前提とするものである。）から、本件取引が実質的に一任売買であると強く推認される旨を主張するが、本件取引において多数回に及ぶ特定売買の手法が用いられるなどしたことと、そうした取引が1審原告の自由な意思決定に基づいて行われたかどうかとは別個の問題というべきである。

これらの諸事情を踏まえると、1審原告は、1審被告らから本件取引に係る各勧誘を受けて、これらを各承諾し、当該勧誘に係る相場状況等の動向をインフォユニコム及びP-フラッシュで継続的に確認していたのであるから、本件取引について全く理解することができず、1審被告担当者らの勧誘するままに追従していたにすぎないとみることはできない。したがって、本件取引について実質的に一任売買であるとの違法があると認め



ることはできない。

エ 委託者に不利益な取引の勧誘（誠実義務違反，両建て・無意味な反復売買）の有無

(ア) 建玉分析表（甲４）を前提とする銘柄分析結果（甲１１）によれば，本件取引における全仕切件数は１３６８件，そのうちの特定売買の手法に該当する仕切件数を重複（１回の取引が複数の特定売買の手法に該当するときは，当該手法の全てを件数としてカウントする。）してカウントすると，直しが１５３件，途転が１５７件，日計りが１１７件，両建てが６２９件，不拔けが１０９件の合計１１７５件となり，特定売買比率は８５．８９％，月間売買回転率は１４．９７回となることが認められる。

上記建玉分析表（甲４）については，１審被告らが本件取引に係る原判決別紙１の取引経過表と一部が異なる旨を指摘しているが，当該指摘のうち「約定日付」欄及び「場節」欄の記載に関する部分は僅か９か所にすぎず，その９か所のうちには，取引の不存在ではなく，単なる誤記の指摘にとどまるものも含まれるから，１審被告らの上記指摘が上記建玉分析表に基づく特定売買比率及び月間売買回転数の分析結果に及ぼす影響は極めて僅かなものにすぎないといえることができる。

そこで，上記建玉分析表（甲４）を前提に特定売買の手法に該当する仕切件数を重複せずにカウントすると，直しが１５３件，途転が１３３件，日計りが１１７件，両建てが４７１件，不拔けが１０９件の合計９８３件となり，特定売買比率は７１．８６％となることが認められ（弁論の全趣旨），本件取引を前提としてもこれに近似する比率となるのであるから，重複してカウントするかどうかに関わりなく，本件取引における特定売買比率は高率であるというべきである。

また，本件取引に係る差引損失額が３５５３万２２１０円，１審被告会社が得た手数料の総額が２５２９万５２８０円であることは前提事実(2)



イに認定したとおりであるから、差引損失額に占める手数料の割合である手数料化率は71.19%（計算式：2529万5280円÷3553万2210円）となる。

(イ) 上記ア)のとおりに、本件取引における特定売買比率及び手数料化率がいずれも高率であることに加えて、前記1(2)及び3)（上記2コからテまでによる補正後のもの）に認定したとおり、本件取引開始直後から特定売買の手法を用いた多数回の取引が繰り返され、早期に取引銘柄も拡大されたこと、上記ア(イ)に判示したとおり、商品先物取引は未経験であった1審原告がその仕組みや相場の変動に習熟するために必要な期間が経過する前に、1審被告担当者らも関与して虚偽の金融資産を申告させて投資可能資金額を矢継ぎ早に増額させ、適合性原則に反して多種多様な銘柄についての頻回な取引が継続されたことをも併せ考慮すると、本件取引中には、1審被告担当者らが、1審原告の利益を犠牲にして多額の手数料収入を得る目的で勧誘した合理的理由や必要性のない取引が含まれているものと推認するのが合理的である。そうすると、1審被告担当者らの上記勧誘には、誠実公正義務に反する違法があると認められる。

これに対し、1審被告らは、特定売買比率及び手数料化率は何ら違法の根拠となるものではないとして主張するが、それらは、上記認定及び判示に係る本件取引の経過等とは異なる事実経過を前提とするものであるから、上記判断を左右するものではなく、採用することができない。

オ 指導・助言義務違反の有無

1審被告担当者らが、商品先物取引の未経験者であった1審原告に対し、取引回数や取引金額を抑制するよう指導・助言したことはうかがわれず、かえって、虚偽の金融資産の申告に基づく投資可能資金額の増額に関与し、適合性原則に反して、多種多様な銘柄についての頻回な取引を継続させたことはア(イ)に判示したとおりであるから、本件取引に係る1審被告担当者らの勧



誘に、1審被告担当者らが1審原告に対して信義則上負担する指導・助言義務に反する違法があることは明らかというべきである。

これに対し、1審被告らは、1審被告担当者らが指導・助言義務を負う法的根拠はなく、指導・助言義務は法的義務とはいえず、然るべき助言や配慮をしていた旨主張する。

しかしながら、1審原告については、1審被告楠田から商品先物取引の仕組みや危険性について説明を受けて一応の理解をし（上記イ）、インフォコム及びP－フラッシュにより相場の変動状況等を確認することが可能な状況にあつて、現に継続的に確認していた（上記ウイ）とはいえ、商品先物取引の未経験者であった1審原告が、1審被告担当者らが有する知識・経験・情報とその分析力を信頼し、その助言を踏まえて本件取引に係る意思決定をしていたことは容易に推認することができるから、そうした信頼関係にある1審原告と1審被告担当者らの間では、1審被告担当者らは、1審原告に対し、信義則上、積極的な指導・助言義務を負うというべきである。また、1審被告担当者らの陳述及び供述中には、1審原告に対して損切りを提案するなどの助言をしていたとの部分があるが、1審原告は、1審被告楠田から取引追証拠金を支払わずに損切りすべきであるとの助言を受けたことはない旨供述しており、また、上記のとおり、投資可能資金額の増額が繰り返され、適合性原則に反して、多種多様な銘柄についての頻回な取引が継続されていることに照らしても、1審被告担当者らの上記陳述及び供述を容易に採用することはできない。

したがって、1審被告らの上記主張は採用することができない。」

ウ 原判決19頁10行目の「ウ」を「カ」に、同行目の「上記のと通りの」を「本件取引の継続に係る適合性原則違反、誠実公正義務違反及び指導・助言義務違反の」に、13行目の「本件取引が」から14行目の「踏まえると」までを「本件取引における1審被告担当者らの違法な勧誘行為は一連の不法



行為として、客観的関連共同性が認められるから」に、それぞれ改める。

4 1 審原告の損害及び過失相殺について

- (1) 1 審原告の損害及び過失相殺は、次の(2)のとおり原判決を補正（当審における 1 審原告及び 1 審被告らの各補充主張に対する判断を含む。）するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第 3 当裁判所の判断」の 3 に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決の補正

ア 原判決 20 頁 1 行目から 2 行目にかけての「認識していたし、本件取引を継続する中で」を「認識していた上、先物取引の仕組み、危険性等を理解する能力があつて（前記 2(2)ア(ア)（上記 3(2)イによる補正後のもの）」、1 審被告楠田からの説明により一応の理解をし（前記 2(2)イ（上記 3(2)イによる補正後のもの）」、多種多様な銘柄についての特定売買の手法を用いた頻回な取引を長期間にわたって継続する中で、徐々に 1 審原告自身も知識を蓄積させていって、商品先物取引の危険性を」に、4 行目の「継続したものである」を「継続し、その間、投資可能資金額を引き上げるか取引を手仕舞うかの選択を迫られる場面が何度も生じ、また、1 審被告会社の名古屋支店の閉鎖、本件取引が移管された大阪支店の本店営業部への統合、その間の 1 審被告担当者らの異動や 1 審原告の担当者の交代といった節目となり得る出来事が生じて、1 審原告が本件取引の手仕舞いを求めたことはなく、かえって、投資可能資金額の増額に係る申出を何度も行い、1 審原告自身の意向により（弁論の全趣旨）、穀物銘柄の取引を終了させ、貴金属銘柄に特化して取引を継続させたものである」に、8 行目から 9 行目にかけての「取引可能資金額」を「虚偽の金融資産を自ら記載した投資可能資金額」に、それぞれ改める。

イ 原判決 20 頁 18 行目の「7 割」を「6 割」に、19 行目の「1065 万 9663 円」から 21 行目末尾までを次のとおりに、それぞれ改める。



「1421万2884円（計算式：3553万2210円×0.4）となり、本件訴訟に係る弁護士費用相当損害金は142万円と認めるのが相当であるから、その合計額は1563万2884円となる。」

ウ 原判決20頁21行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「これに対し、1審原告は、①本件取引は実質的一任売買の状況で行われ、適合性原則に違反するものでもあるから、過失相殺を行うことは許されない、②積極的に主導して本件取引を継続する1審被告らに対し、異常な心理状態に陥って、冷静かつ合理的な判断が困難な状況にあった1審原告が自発的・自主的に本件取引を終了させることを期待するのは事実上困難である、③1審原告に落ち度があるとしても、1審被告担当者らの違法性ないし帰責性の方がはるかに重大である旨主張する。

しかしながら、上記①については、本件取引が実質的に一任売買であると認めることができないことは、前記2(2)ウ(イ)（上記3(2)イによる補正後のもの）に判示したとおりである。1審被告担当者らが虚偽の金融資産の申告に基づく投資可能資金額の増額に関与し、適合性原則に反して本件取引を継続させたことは、前記2(2)ア(イ)（上記3(2)イによる補正後のもの）に判示したとおりであるが、上記増額に係る申出書を作成・交付したのは1審原告自身であって、存在しない金融資産を当該申出書に記載してでも投資可能資金額を増額して本件取引を継続する旨の1審原告の意思決定こそが適合性原則に反する本件取引の継続を可能としたのであるから、これを1審原告の落ち度として斟酌すべきことは当然といわなければならない。また、上記②については、本件取引は約7年半もの長期間に及ぶもので、その間には、上記のとおり節目となり得る出来事が生じ、取引の対象銘柄、取引の頻度、投資可能資金額増額とそれに伴う取引証拠金差入れの頻度及び金額等が変動したことは前記1(2)及び3（上記2(2)コからテまでによる補正後のもの）に認定したとおりであって、1審原告が、本件取引の開始時から手仕舞いまでの間、本件取引により差引損失額が拡



大していったことだけで、約7年半もの長期間にわたって、継続的に本件取引の手仕舞いを指示することが非常に困難な心理状態にあったと認めることはできない。さらに、上記③については、1審被告担当者らの本件取引に係る勧誘行為の違法性は大きいというべきであるが、本件取引を開始し、1審被告担当者らの助言に基づいて各取引を行うことを決断し、差引損失額が累積しても手仕舞いをすることを決断しなかったのは1審原告なのであるから、1審原告の落ち度が1審被告担当者らの上記違法性を下回るものであるとみるのは困難というほかない。

したがって、1審原告の上記主張はいずれも採用することができない。」

第4 結論

よって、1審原告の請求は、損害額合計1563万2884円及びこれに対する最終の不法行為日（本件取引の終了日）である平成27年7月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるから、これを認容し、その余の請求はいずれも理由がないから、これらをいずれも棄却すべきところ、これと異なる原判決は一部失当であって、1審原告の控訴の一部は理由があるから、1審原告の控訴に基づいて原判決を上記のとおり変更することとし、1審被告らの控訴はいずれも理由がないから、これらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判長裁判官 始 関 正 光

裁判官 近 藤 猛 司



裁判官 蛭 名 日 奈 子

<



これは正本である。

令和元年11月22日

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判所書記官 山田 貴之

